

## 世羅町地域おこし協力隊募集要項

募集概要	<p>世羅町地域おこし協力隊</p> <p>活動内容： 1. 中山間地域支援活動 2. 農産物を活用した地域活性化活動</p> <p>活動開始予定日：令和9年1月（遅くても令和9年4月）</p> <p style="text-align: center;">※活動開始時期については、相談に応じます。</p>
雇用関係の有無	なし (委嘱による)
活動概要	<p><u>1. 中山間地域支援活動 1名【活動拠点 世羅町役場産業振興課内】</u></p> <p>□活動の概要</p> <p>世羅町の農業振興を促進する以下の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中山間地域直接支払制度における、農家や各地域協定が行う申請手続きや実績報告等の事務補助</li> <li>・ 農業者等で構成する協議会等の事務局運営補助</li> <li>・ 持続可能な農業支援体制の仕組みづくり</li> </ul> <p><u>2. 農産物を活用した地域活性化活動 1名【活動拠点 小国自治センター】</u></p> <p>□活動の概要</p> <p>小国地区における農産物を活用した地域活性化活動に関する以下の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域住民と一緒に、地域づくりの参画（米作り、野菜作り等の講習会他）</li> <li>・ SNSによる情報発信、米や野菜の販売</li> <li>・ 産直市や農村レストランの開設又は誘致</li> </ul>
募集対象	<p>下記（1）～（9）のすべての要件を満たす方</p> <p>（1）年齢・性別は不問とする。</p> <p>（2）過疎地域の地域活動に意欲と情熱があり、都市地域等に居住している方で世羅町に生活の拠点を移し住民票を異動できる方。又は、これまで他地域で地域おこし協力隊員として2年以上活動し、かつ解職から1年以内である方で世羅町に生活の拠点を移し住民票を異動できる方。</p> <p>（3）地域の特性や風習を尊重し、地域住民、関係者等と積極的にコミュニケーションをとり連携した活動ができる方。</p> <p>（4）心身ともに健康で明るく、誠実に活動を行うことができる方。</p> <p>（5）普通自動車運転免許を取得している方で、日常的に自動車の運転ができる方。</p> <p>（6）土日及び祝日の行事参加や夜間の会合など、不規則な活動に対応できる方。</p> <p>（7）活動に際して、法律及び町の規則等のルールに従うことができる方。</p> <p>（8）パソコンの一般的な操作に加えて、ホームページ等の運営のための業務能力を有する方。</p> <p>（9）その他、活動を行うために必要な基礎的知識を習得している又は習得する意欲のある方。</p>

	<p>※上記の「都市地域等」とは、条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び奄美群島振興開発特別措置法その他2法に指定された地域）以外の地域です。</p> <p>※なお、外国籍の方で、永住者または特別永住者の在留資格がない外国籍の方は対象とはなりません。</p> <p>※応募書類の記載内容や応募資格、選考時の発言に虚偽、不正等が発覚した場合は、委嘱後であっても委嘱を取り消します。</p>
活動拠点	<p>1. 中山間地域支援活動：世羅町役場産業振興課内</p> <p>2. 農産物を活用した地域活性化活動：世羅町小国自治センター</p>
活動時間	<p>週 30 時間以上</p> <p>活動拠点の状況、活動内容によりスケジュールを事前に調整してもらいます。</p>
活動期間・ 任用形態	<p>(1) 町とは雇用関係はありません。</p> <p>(2) 委嘱期間は原則1年です。初年度は活動開始日に関わらず令和9年3月31日までとし、その後は活動に取り組む姿勢、成果等を勘案し年度ごとの委嘱となります。なお、期間は、最長で活動開始日から3年です。</p> <p>※条件を満たした場合のみ、最長5年となります。</p> <p>(3) 副業は、地域おこし協力隊の活動に影響を及ぼさなければ問題ありません。</p>
報償費	<p>月額266,000円</p>
待遇・福利 厚生	<p>(1) 町と雇用契約を結ばないため、健康保険と国民年金は各自の負担となります。</p> <p>(2) 住居は民間の賃貸住宅等を借りていただくこととなります。住居の家賃は月額50,000円を上限に補助金を交付します。生活備品及び光熱水費は個人負担です。</p> <p>※支度金（引っ越し費用、交通費）として初年度に30万円を上限に支給する制度があります。</p> <p>(3) 活動に使用する車両は、協力隊本人の自家用車を使用する場合は規定の額を、車がない場合は車のリース料の半額を予算の範囲内で補助金交付します。</p> <p>(4) 活動に使用するパソコンは町が貸与します。</p> <p>(5) その他、活動に必要な出張旅費、燃料費、消耗品費等は予算の範囲内で補助金として交付します。</p>
備考	<p>令和8年度に大学等の卒業見込み者の応募も可能です。</p>